

在宅医療・介護連携ネットワークシステム

「芭蕉@在宅ネット」運営規約

(目的)

- 第1条 本規程において大垣市在宅医療・介護連携ネットワークシステム（以下「芭蕉@在宅ネット」という。）とは、プライバシー保護を図りながら、当地域における医療機関（医科、歯科）、薬局、介護施設、訪問看護ステーション等が、在宅療養等に必要な情報を、ネットワークで共有し、在宅療養患者に質の高い医療・福祉サービスの提供を行うことを目的とする。
- 第2条 自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、準備しておくべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画を策定していくことを目的とする。

(組織及び会議)

- 第2条 芭蕉@在宅ネットは、別紙に掲げる会員により構成する。
- 2 芭蕉@在宅ネットの運営主体として、大垣市在宅医療・介護連携推進事業 ICT 部会が担うものとする。
- (1) ICT 部会は、別紙に掲げる会員により構成する。
 - (2) ICT 部会に部会長及び副部会長を置く。
 - (3) 部会長は、会員の互選により選出し、副部会長は会長の指示により選出する。
 - (4) 会議は、ICT 部会の議事をつかさどる。
 - (5) 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、副部会長がその責務を行う。
 - (6) 任期は原則2年とし、再任を妨げない。
- 3 ICT 部会は、所轄事務に関する問題を整理・検討するため、実務担当者部会を設置する。

(事務局)

- 第3条 協議会の事務局は、大垣市医師会とする。

附則

- 本規約は、令和2年7月6日から施行する。
本規約は、令和6年9月10日から施行する。

(別紙)

令和6年9月10日

大垣市在宅医療・介護連携ネットワークシステム「芭蕉@在宅ネット」構成

- 1 大垣市医師会
- 2 大垣歯科医師会
- 3 大垣薬剤師会
- 4 岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会西濃ブロック
- 5 大垣市介護サービス事業者連絡会
- 6 行政機関

令和6年9月10日

「芭蕉@在宅ネット」実務担当者部会 構成

- 1 大垣市医師会代表
- 2 大垣歯科医師会代表
- 3 大垣薬剤師会代表
- 4 岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会西濃ブロック代表
- 5 大垣市介護サービス事業者連絡会代表
- 6 行政機関
- 7 システム担当者